平成２６年（フ）第８５号
岡山県久米郡美咲町吉ケ原853番地　吉ケ原町営住宅104号
債務者　伊藤　道子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２６年（フ）第６７８号
広島市安佐北区可部１丁目２番８―105号　レオパレス藤の木
債務者　髙田　　司
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第８６号
長崎県諫早市高来町峰468番地25　西尾様二戸一Ｙ２号、前住所長崎県諫早市白浜町245番地
債務者　瓶田　裕子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２６年（フ）第５１号
秋田県鹿角市花輪字下タ町118番地12コーポ鹿角101号室、借入時住所宮城県石巻市中瀬３番25号中瀬コーポ105号室
債務者　藤根　　覚
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２６年（フ）第２３２号
大分市明野西２丁目12番６号
債務者　阿部　浩之
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第２５０号
大分県別府市幸町４番10号
債務者　太田　江理
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第９７号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営峯山住宅343号
債務者　鈴木　五香
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２６年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川福沼１丁目７番１号　パークヒルズ302号
債務者　伊藤千枝子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２６年（フ）第２５号
福島県西白河郡矢吹町大町182番地５　町住Ａ―110、住民票上の住所福島県西白河郡矢吹町大町184番地　町住Ａ―83
債務者　中嶋　貴浩
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係
平成２６年（フ）第１４４８号
名古屋市南区北内町３丁目１番地
債務者　佐藤　謙次
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第６３７号
兵庫県三田市弥生が丘３丁目８番地６、居所京都府亀岡市余部町前川原30―１　マンションときわ305号室
債務者　山本　惠三
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第６６８号
神戸市東灘区青木４丁目２番20―201号
債務者　今井　滋史
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第６７８号
神戸市中央区八雲通４丁目２番３号　メゾン・シルフィード３Ｂ、従前の住所横浜市港南区上大岡西３丁目17番16号　フォーブル有明101
債務者　柴田　清治
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市岩谷町字大宮田352番地２
債務者　松永　勝良
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部
平成２６年（フ）第２７２号
石川県野々市市押野２丁目155番地　ラフォーレ布水202号
債務者　西村　榮一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
金沢地方裁判所
平成２６年（フ）第２８４号
石川県白山市宮永市町105―１　サンミッシェル105号、住民票上の住所富山市婦中町長沢4124番地　市営住宅５号棟104号
債務者　池田　一政（旧姓米田・滝上）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
金沢地方裁判所
平成２６年（フ）第６１号
長野県茅野市ちの315番地３　サンハイツ21―111号
債務者　髙林　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部